

食品による薬物中毒事案への対応(案)

閣僚申し合わせの主要項目	これまで取り組んだ課題	今後検討すべき課題
<p>1 被害拡大の防止</p> <p>(1) まず第一に、被害の拡大を防止することが最重要である。このため、内閣府、警察庁、厚生労働省、農林水産省は、緊密な連携の下、国の関係機関及び保健所、消費生活センター等地方公共団体の機関や業界団体を通じ、国民に対し、事案の概要、製造業者名、商品名等の必要な情報について、積極的な提供を行う。</p>	<p>○ 被害拡大の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件の原因として疑われる冷凍餃子の製造者(河北省食品輸出入集団天洋食品工場)の全ての製品について、念のため、<u>安全性が確認されるまでの間、販売を中止</u>するよう、関係事業者等に対して関係自治体を通じて要請。(厚生労働省) ・当該製造者からのすべての製品の輸入の自粛を輸入者に対して指導するよう、検疫所に対して通知。(厚生労働省) ・外食・中食・卸・小売り等の関係事業者団体に対し、取り扱い中止と自主回収への協力等を要請(農林水産省) ・対象商品を取り扱っている店舗に対し緊急巡回、商品回収・撤去状況確認を開始(農林水産省)(厚生労働省) ・学校給食における本件製造事業者の製品使用自粛要請、使用状況及び健康被害について調査依頼(文部科学省) <p>○ 国民への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な製品情報や科学的知見等を順次ホームページなどに掲載(厚生労働省)(内閣府) ・千葉、兵庫両県警による広報実施(警察庁) 	<p>○ 被害拡大防止の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害件数などの一層迅速な把握(厚生労働省) ○ 教育委員会や学校に対する関連情報の一層迅速な提供(文部科学省) <p>○ 国民に対する情報提供の一層の充実、国民の不安感の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捜査の過程で判明した事実及び各都道府県警察から報告を受けた関係事実は、被害拡大防止の観点から、可能な限り関係機関及び国民に対して情報提供。(警察庁)
<p>(2) 本事案に関する国民からの問合せに対応するため、国の関係機関、地方公共団体の衛生担当部局や保健所、業界団体などに窓口を設置し、そこに厚生労働省は関係省庁と連携し、迅速に情報提供を行う。</p>	<p>○ 相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省電話相談窓口を開設。また、都道府県等に係る相談窓口の連絡先と本件に係るQ&Aを、厚生労働省ホームページに掲載。 ・各保健所相談体制の整備(厚生労働省) ・業界団体に相談窓口を設置(農林水産省) ・「食の安全ダイヤル」による問い合わせへの対応(内閣府) ・農林水産省(地方農政局を含む)において消費者相談を実施(農林水産省) 	

<p>2 原因の究明</p> <p>関係省庁においては、連携を図りながら、当該薬物が混入した経路の解明等原因の究明を図る。なお、本件が外国製の食品に関するものであることを踏まえ、関係国の協力を求める。</p>	<p>○ 混入経路などの原因究明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各県警察に対し同種事案に関する即報を指示(警察庁) ・食品事業者等による回収品等の分析、健康被害等による中毒患者の発見分析 ・中国における農薬使用実態の把握の要請(農林水産省) ・中国政府に対する協力要請(外務省、厚生労働省) 	<p>○ 混入経路の原因の確定</p> <p>「製造過程で発生した事故」「作為的に行われた混入」などの確定と今後の検証と対策へのフィードバック(警察庁、厚生労働省)</p> <p>○ 中国における関係事情の実態把握(厚生労働省、農林水産省)</p>
<p>3 再発防止策の検討</p> <p>上記1. 及び2. の対応を行うとともに、今回の事案についての各機関の対応について詳細に点検を行い、今後同様の事案の再発の防止策の検討を進める。</p>	<p>・「食品による薬物中毒事案の発生防止策について」を食品関連団体へ発出(内閣府、厚生労働省、農林水産省連名)</p> <p>○ 迅速な連絡の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体に対し、輸入食品に起因すると疑われる事例を探知した場合には、原因食品の輸入者を所管する自治体へ通報すること及び犯罪性の有無にかかわらず、速やかに厚生労働省に報告するよう周知徹底(厚生労働省) ・日本医師会及び自治体を通じて、医療機関に対し、食品による有機リン中毒の疑いのある患者を診断した場合には、速やかに保健所に通報するよう要請(厚生労働省) 	<p>○ 事案の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所、各県警察の連絡状況の検証(厚生労働省、警察庁) <p>○ 健康被害などに関する迅速な連絡体制構築 (関係省庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から保健所に対する通報の在り方(厚生労働省) ・行政機関内部での報告システム・情報共有の在り方(厚生労働省) ・事業者の苦情に対する対応の在り方(厚生労働省) <p>○ 輸入加工食品のチェック体制 (厚生労働省)</p> <p>○ 関係機関の行政や企業の見直し(関係省庁)</p>